

紀の川市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、紀の川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるものの他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴人は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴人に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。